

Title	出資者税構想のメカニズム
Sub Title	Teilhabersteuer Konzeption und Mechanismus
Author	木村, 弘之亮(Kimura, Konosuke)
Publisher	慶應義塾大学法学会
Publication year	1981
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.54, No.9 (1981. 9) ,p.34- 62
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19810915-0034

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

出資者税構想のメカニズム

木村弘之亮

第一節	はじめに	八
第二節	出資者税構想のメカニズム	九
一	骨 幹	第四節
二	所得の種類	効 用
三	納税者の範囲	一 序
二 1	所得税の納税義務者	二 自己資金調達
2	出資者税の徴収納付義務者	三 流動性
四	実施方法	四 配当政策
1	会社段階	五 準備金の積立
2	出資者段階	六 配当補給—貯蓄促進措置—財産形成
3	税務署段階	七 資本構成比の改善
第三節	技術上の諸問題	八 投資効果
一	税率問題	九 株主間の利害対立の解消
二	利益持分の帰属方法	一〇 株式保有の拡散
三	出資者税の徴収納付義務と所得税の納税義務の時間的ズレ	一一 企業の法形態の選択
四	税務調査又は更正処分に基づく出資者収益の修正処理	一二 株式相場の安定化
五	企業欠損の処理	一三 景気の安定化
六	外国株主	一四 租税回避の防止
七	出資者課税方式の人的適用範囲	一五 租税法の簡素化
		第五節
		結 語

第一節 はじめに

設定政策目標を合理的に達成せんとする道具の一つが、法制度である。出資者課税方式の構想にあたり、その主唱者が設定した政策目標は何か。この問いの回答については、別稿において既に確認したことがある。⁽¹⁾ その確認された政策目標が、技術的に出資者課税方式によつて合理的に達成しうるかどうか。これが本稿の主たる課題である。

まず、出資者課税方式の内容について、次に、実施上技術上の諸問題について検討したい。つづいて、出資者課税方式の効用を確認し、この確認によつて当該課税方式が果して設定政策目標を十分に実現しうるものかどうかを検証することとする。

最後に、多数の識者及び利益団体の代表者が出資者税構想をめぐつてどのような論議を重ね、その結果、どのような議論の余地を残したままその構想が打ち砕かれていつたか。このような諸問題はさらに別稿にて考察する。

(1) 参照、木村弘之亮「出資者税構想の提唱とその契機——西ドイツ法人税制改革の礎石」法学研究五三卷二二号一九三二頁以下。

第二節 出資者税構想のメカニズム

一 出資者税構想は法人―所得税制の改革案の一つである。それは皮相にみれば複雑であるが、慎重に考察すると税制の簡素化に資することが明らかになる。⁽²⁾ その構想は左記のような単一課税 (Einfachbesteuerung) のシステムを内容とする。すべてが所得税に服するのである。⁽³⁾

出資者税の体系にあつては、資本金会社は全利益⁽⁴⁾に対し比例税率⁽⁵⁾の出資者税 (法人税) を源泉徴収する。会社利益がどの程度配当されるか又は留保されるかを問わず、その全額について出資割合に比例して「出資者収益」⁽⁶⁾として出資者の所得に算

入される。すなわち、出資者の課税所得は、税引前会社利益に対するかれの持分⁽⁷⁾プラスその他所得の合計である。出資者は、人的会社の出資者のように、かれの持分に応じた会社収益を自己の所得として納付すべき義務を負い、そして納付済みの出資者税を自己の所得税の前払いであると主張することができよう。⁽⁸⁾ 敷衍すれば、各出資者の所得税債務は、その出資者利益(利益持分)——プラスその他所得——に各出資者の所得税率を乗じて算定される。さらに、各出資者は、会社の徴収納付した出資者税の総額に対するかれの出資額に応じた割合分(これが納税払戻請求権に相当する⁽⁹⁾)を完全にその所得税債務と相殺することができる。⁽¹¹⁾ その際、出資者の個人所得税率が法人税率を下廻る場合、各出資者の出資者税(「納税払戻請求権」)はかれの固有の所得税より多くなる。その差額は税務署から出資者に還付される。⁽¹²⁾

かくして、その構想を要約すると、「法人税は、その独立性を失い、単なる前払い税にすぎない。すなわち、出資者の負っている本来の所得税の前払いである。会社の納付した法人税は、出資者の本来の所得税債務に加算相殺されるのである。」⁽¹³⁾

出資者税構想における算定方法は以下の計算例で示される。⁽¹⁴⁾ 出資者税の税率は六〇%、出資者A(零細な大衆株主)は所得税を支払うほどの所得を有さず、出資者Bの所得税率は三〇%、出資者Cのそれは六五%とする。Aは資本額の一%を出資し、B及びCは各一〇%を出資しているものとする。そして、まず、会社が配当しうる利益を全額内部留保するとし(参照表1)、次に、会社が配当しうる利益を全額配当したとしよう(参照表2)。

表1及び表2から看取しうるように、出資者の個人所得税に加算相殺される納税払戻請求権は、体系違反のプレミアムではなく、さらに出資者A及びBの許には租税還付請求権が成立する。出資者の得る純配当は、現金配当プラス納税払戻請求権マイナス所得税の合計からなる⁽¹⁵⁾(参照表1及び2におけるNr. II 5)。また、出資者の限界所得税率が上昇するにつれて、出資者の純配当(及び純収益率)は、配当性向いかんを問わず、低減する。

なお、「納税払戻請求権」は、出資者の納付すべき税額の計算にあたってのみ機能し、所得金額の計算に際しては機能しな

(16)
い(参照、表1及び2)。

二 出資者利益持分 (Teilhabergewinnanteile) は所得税法上いずれの所得類型に分類することができるか。これは、形式的に人的会社からの所得と等しく取扱う方法を問うものではなく、租税技術上最も合理的な方法を探求しようとしているのである。しかし、原則は、実質的に出資者利益持分を人的会社からの所得と可及的に同じに取扱うことを意図する。

まず、資本金会社の段階で利益計算された未処分利益について述べると、その持分に応じた資本参加の増加価値は、出資者に帰属し、収入と見做され、必要経費の控除後に「資本所得」として取扱われるべきものである(参照、OECDモデル条約

表1 出資者税方式の1株当たりについての計算例
(配当性向: 0%)

I 会社段階における課税					
	1	税込み利益	100	100	100
	2	出資者税(60%)	60	60	60
	3	配当しうる利益	40	40	40
	4	内部留保	40	40	40
	5	現金配当	0	0	0
II 出資者段階における課税					
		出 資 者 所得税率	A 0%	B 30%	C 65%
所計 得 の 算	1	課税所得	100	100	100
	(a)	その他所得(0と仮定)	0	0	0
	(b)	粗配当(=所得持分)	100	100	100
租納 税 の 付	2	所得税	-0	-30	-65
	3	納税払戻請求権	+60	+60	+60
	4	還付金(又は後払税)	60	30	-5
資 産 の 増 加	5	純配当(a + b)	60	30	-5
	(a)	現金配当	0	0	0
	(b)	(還付金又は後払税)	60	30	-5
	6	純収益率	60%	30%	-5%

表2 出資者税方式の1株当たりについての計算例
(配当性向: 100%)

I		会社段階における課税				
	1	税込み利益	100	100	100	
	2	出資者税(60%)	60	60	60	
	3	配当しうる利益	40	40	40	
	4	内部留保	0	0	0	
	5	現金配当	40	40	40	
II		出資者段階における課税	出資者 所得税率	A 0%	B 30%	C 65%
所計 得の算	1	課税所得	100	100	100	
	(a)	その他所得(0と仮定)	0	0	0	
	(b)	粗配当(=所得持分)	100	100	100	
租納 税の付	2	所得税	-0	-30	-65	
	3	納税払戻請求権	+60	+60	+60	
	4	還付金(又は後払金)	60	30	-5	
資産 の増 加	5	純配当(a + b)	100	70	35	
	(a)	現金配当	40	40	40	
	(b)	還付金(又は後払金)	60	30	-5	
	6	純収益率	100%	70%	35%	

一〇条)。同様に、出資者欠損持分は、例えば必要経費 (Werbungskosten) として資本所得を減少させるものである。⁽¹⁷⁾

他方、独商法三八条以下に基づき記帳義務を負っている法人税義務のある所得が事業所得として扱われるべきだということを前提とする場合 (法人税法施行令一六条)、法人税義務を負う企業の所得は、ほとんどすべて事業所得であるということが確認されるべきである。⁽¹⁸⁾ したがって、出資者利益は一方で資本所得に他方で事業所得に所得分類されることになる。

この場合、出資者は、出資者利益を両所得類型のいずれに分類すべきか判断に窮するであろう。このような疑念の余地のある分類の可能性は、合目的的でなく技術的にも支障がある。さらに、出資者利益持分は、概念上、右両所得類型のいずれによつても完全にはカバーされず、したがつていずれにせよ修正が必要である。そこで、とりあえず、出資者利益持分は、人的会社からの所得に対応して、「事業所得」という所得に分類すべきだと説かれて⁽¹⁹⁾いる。

しかし、右の見解が制限納税義務者にも妥当しうるか又どの程度まで妥当しうるかは、検討する必要がある。二重課税防止条約を斟酌すれば (参照、本稿第三節)、事業所得の外に特別に独所得税法四九条に「出資者利益持分 (Teilhaber Gewinnanteile)」という範疇を創設すべきだと提言されている。⁽²⁰⁾

三 1 独所得税法第一条は納税義務について無制限納税義務者と制限納税義務者を定めている。自然人のみが所得税の納税義務を負う。これが原則である。しかし、出資者が、非自然人たる内国法人を除き、国内における公法人 (öffentlich rechtliche Körperschaften) 又は独立の財団 (selbständige Vermögensmassen) である⁽²¹⁾か、外国における法人格 (juristische Personen) である場合には、その出資者利益持分の納税義務について検討する必要がある。⁽²²⁾ ここでは後者の外国出資者についての言及しう。

自然人たる外国出資者は、すでに例えば商工業の共同企業者として所得税に服しており (所得税法四九条一項二号)、出資者税方式の導入後は、資本金会社の出資者利益持分について所得税義務を負う。他方、このことが非自然人 (例えば資本金会社) た

る外国出資者にも妥当すべきかどうかは、問題である。⁽²³⁾

この問いに対する回答は、ヨーロッパ内部における統合の努力にみられる設定目標を顧慮してのみ与えられる。合目的性の観点から、国際的租税調和に鑑み、非自然人たる外国出資者についても出資者課税方式が適用さるべきだと説かれている。なぜなら、出資者税（法人税）がその後調整されず最終的なものになるという特性は、租税条約に基づき自然人たる外国出資者と同様に、右の外国出資者利益持分についても排除さるべきだからである。このような出資者税構想は、大きな抵抗もなく、諸外国においても採用されうるのである。⁽²⁴⁾

左記の結論が以上の諸点から導き出される。⁽²⁵⁾ まず、法人税の納税義務者の範囲が、出資者税の導入にともない狭くなる。例えば、二五％未満資本参加の法人は、従来は親会社受取配当控除特権を享受しえず二重課税をうけていたが、右導入後は二重課税をうけなくなる。

次に所得税法上の納税義務者の範囲は、国内にその本店や住所を有しない法的人格に拡張される。

2 エンゲルス／シュツェルは一般に出資者税の徴収納付義務者をすべての商工業者（Gewerbetreibende）に拡張している。⁽²⁶⁾

このような出資者税の形で源泉徴収は、技術的理由に基づく所得税通脱の危険性及び出資者の利益処分性の欠如という理由で正当化されている。⁽²⁷⁾ まず、（匿名株主を含め）すべての出資者が正直な納税申告をするよう促すには、会社利益に対する源泉徴収率が、その出資者の限界所得税率を超えるように設定すればよい。このようにすれば、最少限度の税務コントロール費用でもって所得税の通脱を防止することができる。次に、公開株式会社の株主は、人的会社の社員と対照的に、その所得税債務につき納付すべき金員を、その出資者利益持分から支払いうる保障がない（例えば、現金配当なき場合を想起せよ）。しかし、小株主たる出資者は配当補給を意味する還付金を税務署から受け取ることができる。他方、国庫は当該会社から所得税の前取りを行なうことができる。さらに、第三の源泉徴収の正当化理由としては、出資者がとくに公開株式会社の場合に

頻繁に交代するので、各出資者の利益持分について直接に出資者に対し課税することが困難だからである。⁽²⁸⁾

最後に、出資者税は当該企業にとつて流動性の負担を意味すること⁽²⁹⁾を考慮して、出資者税の源泉徴収義務者の範囲は特定さるべきであると説かれている。⁽³⁰⁾

四 出資者税構想はどのように技術的に実施すべきか。会社段階、出資者段階及び税務署段階における実施方法をそれぞれ概略的に考察しておこう。⁽³¹⁾まず、株主に帰属する一株当たり利益はすべて会社段階で確定される。つぎに、一株当たり利益とその持分に応じた出資者税は株主の段階で相殺される。これが基本構造である。

1 会社は例えば年度末までに一株当たり暫定課税所得を明らかにする。最終的な課税所得は、七年後の税務監査につづく折衝 (Auseinandersetzung) 後に知らされる。⁽³²⁾出資者に帰属さるべき利益を算定するためには、出資者税の徴収納付義務を負う会社の許で、特別の手続が必要となる。すなわち、一方で出資者は非常に頻繁に交代する。他方、ある課税年度における株式会社の利益確定が、税務監査後確定力を生ずるまで、通常、長期にわたる時間を要するからである。⁽³³⁾

この事情のもとでは、一株当たり出資者利益は、最終的に確定力をもつて算定された事業利益でなく、表3の如く計算された金額をもつて代替させざるをえない。その計算方法は次のように表3から理解することができよう。例えば、一九六八年事業年度について会社自身が「暫定的に申告した利益」から出発する。一九六八年度の出資者利益を算出するために、過年度における利益の修正額、減価償却の修正額等が、右申告にかかる利益に加算減算さるべきである。その結果、六八年度の出資者利益が導出される。

この出資者利益は一株当たり出資者利益として計上するのが合目的である。それは、暫定確定手続において所轄税務署によつて「出資者利益として」追認され、今日の年末決算相場と同様の態様で連邦官報にて公表される。⁽³⁴⁾さらに、ある株式会社が一株当たり課税利益に対して何がしの法人税を納付したかも、公表される。⁽³⁵⁾この法人税率が例えば六〇%である。

表3 1株当たり出資者利益の算出方法

1968 事業年度の暫定申告利益	200
1963 事業年度の利益の増額	+ 70
1964 事業年度の減価償却に基づく利益の減額	- 14
1964 事業年度の「隠れた利益配当」に基づく利益の増額	+ 16
1965 事業年度の減価償却に基づく利益の減額	- 14
1966 同 上	- 14
1967 同 上	- 14
1968 同 上	- 14
1968 事業年度の出資者利益	216

(Vgl. W. Stützel, Steuer-Kongress-Report 1969, S. 337 Tabelle C.)

出資者税構想のメカニズム

2 出資者は、配当又はこれに類似したのではなく、その持分に対応する会社利益（持分）を所得税申告書により申告しなければならず⁽³⁷⁾、さらに、その所得税債務に加算相殺される出資者税額を立証しなければならない。会社が出資者の氏名を知っている場合には、その立証は会社の証明書によつてなされる。しかし、公開会社が多数の匿名株主から成っている場合はその例外である。この場合には、持分証書を寄託されている信用機関の援助をえてのみ、同様の立証を行なうことができる。その際、信用機関は、あらゆる会社の出資者利益及びこれに課される税額をそれぞれ分類し公示してはじめて、寄託証書を発行することができる⁽³⁸⁾。

3 税務署における決済（すなわち還付又は後払い）は、原則として納税義務者たる出資者の申請に基づいてのみ行なわれる。実際、すべての当事者は申請を行なうであらう。なぜなら、出資者税の税率は出資者の個人所得税率を上廻っており、それ故、株主が自己の出資者収益を申告しかつ出資者税の既納を主張すれば、いつでも株主は還付金を受けとることができるからである⁽³⁹⁾。

そこで、税務署の専門事務官は、出資者利益表を受け取り、それが権限のある者によつて作成されたかどうかを確認しなければならない。この作業は、事務官が今日もすでに資本収益税について行なっていることと同じである。唯一の相違は次の点にある。配当のかわりに出資者利益が、そして資本収益税のかわりに出資者税があらわれるにすぎない⁽⁴⁰⁾⁽⁴¹⁾。

(2) So, Engels, Wolfram, Die Körperschaftsteuer als Einkommensteuervorabzug, Die Aussprache Januar 1967 S. 14.

- (3) Stützel, Wolfgang, Steuersystem und Kapitalverkehr, in: Tagungsprotokoll Nr. 26 der Aktionsgemeinschaft Soziale Marktwirtschaft, "Eigenes Kapital-Genügte Freiheit", Ludwigshurg 1966 S. 132.
- (4) 会社利益とは、企業価値をなすのではなく貸借対照表利益をなす。なぜなら、「現行の所得税システムは「人的会社について」企業価値ではなく貸借対照表利益を課税基礎にしているのので、人は資本会社の場合にも同一の道をとらねばならない」からである (Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 13)。など、負の出資者収益したがって出資者欠損 (Teilhaberverluste) は課税所得のマイナス要素となる (so, Engels, W./Stützel, W., Teilhabersteuer-Ein Beitrag zur Vermögenspolitik, zur Verbesserung der Kapitalstruktur und zur Vereinfachung des Steuerrechts, 2. überarb. Aufl. Frankfurt/Main, 1968 Tz. 17)
- (5) 1) 出資者税 (法人税) の税率について、主唱者たるシュッツェル及びエンゲルスは、その提案にかかる税率を時々異なつて提案している。当初は六〇%に設定された (so, Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 132; Engels, W., Die Körperschaftsteuer als Einkommensteuervorbzug, Die Aussprache 1967 S. 13)。など、参照、本稿第三節。
- (6) 2) 「出資者収益」がドイツ所得税法上いずれの所得類型に組み入れられるかについて議論されている (参照、本稿第三節)。
- (7) 現金配当は、所得金額の計算上全く無視される。出資者は、持分に応じた会社利益について課税されねばならないからである (so, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 18)。
- (8) これは基本的には人的会社たる合名会社の場合と同じルールである (so, Stützel, W., Steuersystem und Kapitalverkehr, Die Aussprache 1966 S. 140f)。
- しかし、合名会社の場合と異なり、出資者税は、出資者の人数及びその移動等純技術的な理由から、会社の許で個人所得税の前取りの方法で利益を課税する。したがって、この出資者税 (法人税) は、賃金税及び資本収益税と同様に、所得税の徴収形式であるといえよう (so, Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 13; Engels, W.; Reformbedürftige Körperschaftsteuer, Der Volkswirt Nr. 28, vom 15. 6. 1966 S. 1306; Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 1.
- (9) 無制限納税義務者たる出資者にかぎって納税払戻請求権が賦与される。出資者税は制限納税義務者にとって最終的租税になる (Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 17 und 21)。
- (10) 「税額控除権」の訳語に代えて「納税払戻請求権」の語が用いられるべきではなからうか。出資者税体系にあつては、出資者が個人所得税を上廻る場合、納税義務者たる出資者はその差額を還付請求しうる。納税払戻請求権はたんに所得税債務を控除しうるだけではない。同様に「会社によって支払われた株主税の持分に応じた金額を所得税債務から控除できる」という表現も誤りではないが、納税払戻請求権と所得税債務とを相殺すると表現するならば、時に生じうる還付請求権の問題も容易に理解できるのではなからうか。
- (11) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 1.

- (21) Vgl. dazu, Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 141; derselbe, Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASW, S. 132; derselbe, Die aktuelle Diskussion: Teilhabersteuer—ein realistischer Reformvorschlag?, in: Steuer-Kongress-Report 1969, S. 327; Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 17; vgl. Wöhe, Günter, Betriebswirtschaftliche Steuerlehre, Bd. I, 4. Aufl., München 1976 S. 132f.; Steuerreformkommission, Gutachten der Steuerreformkommission 1971, I. Aufl., Bonn 1971 (Schriftreihe des Bundesministeriums der Finanzen, Heft 17), Randnr. 104.
- (22) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASW, S. 131; ferner derselbe, Die Aussprache 1966 S. 135 (140); derselbe, Steuer-Kongress-Report 1969 S. 327.
- (23) Vgl., Krein, Rainer, Die Reformvorschlge zur Abgabenordnung, zur Einkommensteuer und zur Krperschaftsteuer unter Bercksichtigung der bis Ende 1976 verkndeten Gesetzesnderungen und ihre Auswirkungen auf die Steuerpflichtigen, Frankfurt a. M./Zrich 1977 S. 123f.; Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 105.
- (24) Whe, G., Betriebswirtschaftliche Steuerlehre, Bd. I, 4. Aufl., S. 133 f.; '出資者の所得は現金配当と納税払戻請求權の合計からなると記すが', これは正確である(参照: 表1及2におけるNr. 1又は5)。
- (25) '西ドイツ型法人税株主帰属方式及びフランス型法人税株主帰属方式における「納税払戻請求權」の二つの機能について', 木村弘之亮, '西ドイツ型法人税株主帰属方式とそのポリシー', ジュリスト六七九号一一〇頁及び表1Nr. II 及び同「フランス型法人税株主帰属方式とその教訓(上)——納税払戻請求權と配当補給」, ジュリスト六七二六号一二〇頁及び表1II。
- (26) 平尾昭夫, '租税条約の解説——OECD租税条約草案——'(昭和三九年・日本租税研究協会) 五〇頁以下, 一二四頁。
- (27) Vgl. dazu, Ketzel, Eberhart, Teilhabersteuer, Konzeption und Gestaltungsmglichkeit, Diss. Saarland 1969 S. 20.
- (28) Vgl. dazu, Ketzel, E., a. a. O., S. 20.
- (29) Vgl. Ketzel, E., a. a. O., S. 21f.
- (30) So, Ketzel, E., a. a. O., S. 24, Anhang A, Ziff. 24.
- (31) 'Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 13 f. "出資者取返"(Teilhaberbetrag)', 概念の導入を主張する。
- (32) '公法上の出資者に対する所得税義務を課すこと', 必要でなくかつ合目的ではない(= so, Ketzel, E., a. a. O., S. 25)。
- (33) Ketzel, E., a. a. O., S. 24; vgl., Ulrich, Wolfgang, Kommt die Teilhaber-Steuer? Blick durch die Wirtschaft Nr. 173 vom 29, 1968 S. 5.
- (34) Ketzel, E., a. a. O., S. 25f.
- (35) Vgl. Ketzel, E., a. a. O., S. 26.
- (36) Vgl. Ketzel, E., a. a. O., S. 26; auch derselbe a. a. O., Anhang A, Ziff. 1.
- (37) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 15.

- (27) Vgl. dazu Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 13.
- (28) Vgl. Ketzel, E., Teilhabersteuer, S. 27-30.
- (29) Vgl. dazu Ketzel, E., a. a. O., Anhang D.
- (30) Vgl. Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 327; Ketzel, E., a. a. O., S. 30f.
- (31) Vgl. Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 329.
- (32) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 131.
- (33) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 329f.
- (34) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 336; vgl. derselbe; Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 132.
- (35) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 337.
- (36) Engels, V./Stützel, W., a. a. O., Tz. 18.
- (37) 所得税の申告者は、配当期日に株式を保有する者か又は課税期間中に株式を保有したことのある者かあるいは現に保有する者であるかについては、論争がある(参照: 本稿次節)。
- (38) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 136.
- (39) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 19.
- (40) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 19.
- (41) かつてシュツェネルは次の試案を表わしていた。「税務署は、すべてのドイツ株式会社について、一株当たり納税済み法人税及び一株当たり前年度課税所得を記載した年度一覽表を時機を失せず作成しなければならぬ。」(Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 142)

第三節 技術上の諸問題

一 法人税の税率は、主として所得税申告の勧奨及び租税遁脱の防止並びに副次的に法人自身の手元流動性の確保⁽⁴⁴⁾(換言すると転嫁の有無を問わず法人の税負担)を考慮して設定されている。ここでは、脱税の防止政策が追加されていることに留意する必要がある。

シュツェネルは、当初、法人税の税率は(教会税を含め)所得税の最高限界税率を超えなければならず、六〇%を適当と

(45) した。なお、エンゲルスは、株式会社は（今日の法人税プラス資本収益税に対応して）六二・五％の法人税を源泉徴収すべきだと説いていたことがある。(46) この見解は、株主の脱税防止の観点ではなく法人の税負担の観点（すなわち従来と同一の税負担の堅持）から税率を設定せんとするものであつた。しかし、その後、エンゲルスは、株主の所得税逋脱の防止との関連において税率をあらたに六〇％に設定しなおしている。(47)

その後、エンゲルスとシュツェルの共同案は企業利益の五三％を出資者税としていた。(48) この数値五三％は、当時の所得税の最高税率に相当する。右の提案者は、このような五三％の税率の場合にさえ、租税逋脱の危険性が存することを自認する。というわけは、教会税を納税すべき者について、この者の所得税と教会税の合計の限界税率が出資者税率を上廻る場合、かれは還付金を請求しえず却つて後払い税を納付しなければならない（参照、本稿表2 Nr. II）ので、出資者利益持分の申告をせず脱税を犯す危険がある。出資者税の税率を五三％未満に設定する場合、それを上廻る所得税率にある出資者は、租税逋脱をはかろうとするからである。それにもかかわらず、出資者税率が五三％に設定された理由は、法人の税負担の問題に帰着すると考えられる。確かに法人は出資者税を何らかの態様で転嫁することができるところがあるが、しかし、そのためには企業努力が必要である。したがつて、出資者税の負担は法人にとつて軽いほど有利となる。

右にみたように、課税技術（すなわち所得税申告の誘因及び租税逋脱の防止）と企業の手元流動性との緊張関係から、ひとつの妥協案として、所得税の最高税率に相当する税率が出資税率として設定されたと理解することができよう。

二 ドイツにおける資本金会社の出資者は、人的会社の場合と異なり、多数でありかつ常時変動している。(49) 会社の多数の社員が頻繁に交代する。出資者課税方式にあつては、既述のように、出資者段階における課税の客体は利益持分であつて現金配当ではない。また、出資者自身が現実に納税すべき又は還付されうる金額は、納税払戻請求権の享受いかんに左右される。

右の事情のもとで、事業年度中に株主の交代がある場合に、会社利益の持分を個人所得に加算されねばならない出資者は

誰か、あるいは納税払戻請求権を主張しうる出資者は誰かは、重要な問題である。⁽⁵⁰⁾ この問題は、租税回避の防止及び適正な税負担を考慮して課税技術上実施可能な方法で解決さるべきである。

その解決方法について大別すると二つの方法が考えられている。⁽⁵¹⁾ 利益持分及び納税払戻請求権に関する配当期日方法と期間按分方法である。配当期日方法の場合には、会社のある事業年度中の出資者利益は、納税払戻請求権を含め、一定の期日（例えば株主総会が利益の処分について決議した日）に、株式の所有者であつた出資者に帰属する。事業年度途中における株式の売却は、利益の帰属に影響しない。後者の期間按分方法の場合には、事業年度中における各出資者の株式所有期間に応じ、出資者収益が出資者に帰属する。なお、いずれの方法を問わず、現金配当は、株主総会の日に株式を所有する者に与えられる。

配当期日方法の場合、株式は、配当期日に至るまでの配当請求権をその期日における株式所有者に保障するのみならず、納税払戻請求権の賦与をも保障する。他方、配当期日を基準に誰に会社利益の持分が帰属するかを決定する方法は、事業年度のうち配当期日にのみ株式を所有した者にさえ、その年度の一株当り会社利益の持分をすべて帰属させる。その結果、配当期日に配当金と納税払戻請求権を分配されることを好まず、むしろ株式市場における株式の譲渡利益のみを得ようと欲する者が、現われよう。株式の譲渡利益は所得税法上非課税であるから、とくに限界所得税率の高い所得者たる株主はそのように考えるであろう。逆に、低い限界所得税率にある者が右の配当金及び納税払戻請求権を受け取る場合には、かれは、その所得税率の低さ故、高所得者のような重い税負担を負わなくてすむ。

この事情の下では、税負担を回避しあるいは配当補給をうけるため、配当期日の前後に税制上好ましくない株式の取引が頻繁に行なわれることが予想される。⁽⁵²⁾ これに対し、株式保有の期間按分による解決方法は租税体系上理論的に一層明解である。⁽⁵³⁾ その方法にしたがえば、ある株式が一課税年度のあいだに複数の所有者の手にわたった場合、申告さるべき所得（利

益持分」と納税払戻請求権は、その株式保有期間に比例してすべての株式所有者に按分される。株主は特定の株式を一定期間所有していたことを税務署に立証する。敷衍すれば、中間所有者は、所得税の申告の際に又は貸金税の年末調整の際に、銀行の発行するかれの株式取得―売却決済書 (Kauf- und Verkaufsbuchung) を提出しさえすれば足り、最終所有者 (すなわち配当期日に株式を所有する者) は株式取得決済書と株式保護預り摘要書 (Depotauszug) を添付して提出しなければならぬ。その際、株式が同一性を保つよう技術上の工夫が必要である。株式取得決済書と売却決済書は同一の株式に関するものでなければならず、すべての株式保有者は取得・売却にあたり両決済書にその氏名を記載しなければならぬ。中間省略登記のごときは許されない。以上のことは、今日の情報処理技術にかんがみ、左程困難ではない。例えば、株式の取得日を株式保護預り摘要書及び株式売却決済書に記載することは、技術的に可能であろう。⁽⁵⁴⁾ 売却期日までの支払わべき確定利付有価証券の利息 (Stückzinsen) の計算方法が、株式の場合にも準用することができる。

エンゲルスは、期間按分方法を推すシュツェルと異なり、期間按分方法を簡素化する概算方法を説く。すなわち、配当期日に株式を所有する株主だけが、課税年度中に保有期間の割合に応じて納税払戻請求額を主張でき、又その割合に応じた所得 (出資者利益持分) のみを自己の所得として申告すれば足りる。他方、株式の中間保有者は全員その還付請求権を主張できず、会社利益をその持分割合に応じて自己の所得として納税する必要もない。したがって、法人税 (出資者税) は、配当期日における株式所有者にとつて所得税の前払いたる源泉税でありその後調整されうるものであるが、中間保有者にとつて最終的租税を意味する。⁽⁵⁵⁾

三 出資者課税方式を導入すれば、会社の納税義務と株式の納税義務とのあいだに時間的ズレが生じる。というわけは、会社は課税年度毎に出資者税を前払いし、納税払戻請求書は課税年度の経過後にはじめて現金配当とともに株主に交付されるが、さらに、株主がその払戻請求書を現金化しうるのは、翌年度の経過後だからである。⁽⁵⁶⁾

エンゲルス／シュツツェルはこのような時間的ズレを一定のルールにより解決できると提案する。⁽⁵⁷⁾

四 税務調査又はその他の原因に基づき利益の増減が生じた場合には、この企業利益の修正を出資者レベルで所得税法上どのように把握するかという問題が生じる。三つの解決法が考えられうる。その一は、会社利益の増減は、それが発生した年度に応じて出資者に帰属される。その二は、利益の増減は、それが発生した年度に帰属させない。⁽⁵⁸⁾最後に、税務調査対象期間中の利益の増減は、会社の許で一年にまとめ、それを出資者に帰属させる。

第一の解決方法が、人的会社の場合と同様に資本会社の利益を取り扱おうとする出資者税の基本的考え方に最も適合している。しかし、この解決法を実行するためには、利益の増減があつた各発生年度に出資した者を適及的に確認しなければならない。かつ多数の税額の更正処分が必要となるので、第一の方法は実施不可能であるといわれている。第二の解決方法の場合、利益の修正による影響は出資者レベルまで及ばないので、技術的問題はあまり生じない。しかし、この方法は基本的に出資者税構想に矛盾する。出資者の平均限界所得税率が出資者税率以下である大部分の事例について、正当な結果は得られない。結局、第三の解決方法が、欠点もあるが、最も実際のだとされている。⁽⁵⁹⁾

五 企業欠損も、企業利益と同様に、持分にに応じて出資者に帰属さるべきである。その結果、出資者は、欠損持分と他の(プラス)所得とを相殺(損益通算)することができ、さらに、欠損金の繰越制度が出資者に認められることになる。しかし、例えば人的免除、低所得又は高い控除額等の理由により所得税を納付しないで済む出資者の場合には、右の解決法はその者に租税上益をもたらさない。

他方、会社は現行法上認められている欠損金の繰越しを行なうことができなくなるので、欠損の生じた年度以降に生じる利益はその全額について課税されなければならない。このため、会社は、税引後の利益をもつて先の欠損を補填しなければならない。この事情のもとでは、欠損の補填に必要な期間は現行法に比較して長期にわたるであろう。とりわけ、企業がほ

とんど同額の利益と欠損を隔年に生じさせる場合、救い難いであろう。⁽⁶⁰⁾

確かに、右の短所は、会社が欠損金を次年度以降に繰越しその後の年度の利益を相殺することができる場合には、緩和される。しかし、これは出資者税構想に反する解決法を意味する。利益はその発生した年度にかぎって課税の客体とされており、欠損金が発生年度以降の年度において課税の客体（マイナス要素であるが）とされるならば、それは利益及び欠損金について異なる処理方法を意味しよう。⁽⁶¹⁾

六 外国株主の課税は重要な問題である。最も簡単な解決法は、外国株主にとつて法人税をもちやその後調整されることのない最終的租税にすることであろう。⁽⁶²⁾ 重い税負担はドイツにおける外国資本による直接資本参加をある程度まで差し控えさせるであろう。

右の解決法に対し批判が加えられている。出資者税は国内においてはその本質上出資者の所得税の前払いと考えられるが、他方、外国株主についての右の解決法は出資者税体系の構想と一致しない。その理由は以下のとおりである。出資者税が外国出資者に課される場合、その出資者税は、外国出資者レベルで調整されず、会社が負担しなければならない法人税としての性格をもつことになる。そのうえ、外国出資者の居住する外国がその者の獲得する配当利益について課税権を有し、かつ課税を行ないうる場合にあっては、当該外国は従来通り配当利益に所得税を課すであろう。それ故、このような場合には、出資者税の基本的考え方に反し、配当に二重課税がなされることになる。以上の結果、国内市場における外国資本の利権は相当に侵害されることになる。⁽⁶³⁾

右に指摘された障碍は、外国株主の出資者税が国内出資者の場合と同様に、所得税の前払いとして処理されるよう、二重課税防止条約が締結されるならば、克服されうる。

二重課税防止条約の締結にあつて、株主の収益（利益持分）がどの所得類型に分類されるべきか、というあらたな問題が

生じる。⁽⁶⁴⁾

まず、出資者収益を内国事業所からの「事業所得」とみる場合（参照、OECDモデル条約第七條⁽⁶⁵⁾）、その課税権は二重課税防止条約に基づき完全にドイツ連邦共和国に属する。外国出資者は国内の出資者と同様にドイツで課税されることになる。他方、この場合にも、外国出資者の本国は、配当に対する従来の課税を廃止することはないであろう。したがって、このような配当は、第一の解決法と同様に二重課税をうけることになる。⁽⁶⁶⁾

次に、出資者収益を配当とみる場合（OECDモデル条約第一〇條⁽⁶⁷⁾、原則として外国出資者の住所国に課税権がある。この場合ドイツでは、配当に対する源泉税が一五％で徴収されうる（参照、二重課税防止条約）。その源泉税が一五％を上廻る部分については、外国出資者は出資者税の返還及び納税払戻請求権の請求をすることが認められる。このことにより、しかし、外国出資者の経済的利益のみが増長し、ドイツの財政にはかなりの歳入不足が生じると予想されている。⁽⁶⁸⁾

そこで、エンゲルス／シュツェルは出資者利益をあらたな「出資者利益持分」という類型に分類しようとしたのである（参照、本稿第二節二）。

七 さらに、公開会社にのみ出資者税を適用し、同族資本会社には出資者税の適用か又は人的会社の場合の統一的利益確定の準用かのいずれかを選択する権利を賦与することが、国際課税の観点から検討されている。⁽⁶⁹⁾

しかし、右の解決策は法体系の観点から満足なものとはいえない。法人税が様々な法領域に分化することとなり、概観することの困難な税制となるであろう。また、この解決法では、出資者税の適用される企業及びその出資者に関する諸問題は未解決のままとなる。⁽⁷⁰⁾

八 従来の法人税制にかえ出資者税方式が導入されるならば、約八〇億マルクの歳入不足が生じるとの懸念が表明されている。しかし、次の二つの理由からその心配は無用である。まず、出資者の課税所得は現金配当の金額より多く、しかも、会

社の課税利益が所得税を課せられる。このため、推計によると数十億マルクの税収が見込まれる。次に、会社レベルにおける法人税（出資者税）の税率が個人所得税の税率より高いので、出資者は租税回避及び脱税を試みず、却つて所得税の申告をして還付金を請求しようとする。所得税は、六〇%の法人税という前払いの形ですでに源泉徴収されているからである。とくに国際取引の領域において、右にみる出資者課税方式のメリットは発揮される。このように租税回避が出資者課税方式により予防されることから、歳入は従来に比しはば減少しないものと推測されている⁽⁷¹⁾。

九 事務負担が、本稿第二節四でみたように、出資者税につき種々の義務を負う会社、銀行及び税務当局において増大する⁽⁷²⁾。また、今日その配当所得を申告せず、したがって租税回避を図っている多くの納税義務者は、自己の出資者利益持分を申告することに利益を見いだすであろう。さらに、低中所得者にとつて株式購入による貯蓄は、非常に魅力的なものとなるので、出資者の数は飛躍するであろう。したがって、事務負担は右の関連においても増大しよう。例えば、低中所得者たる出資者は多くの場合に会社の従業員であるので、出資者収益持分を賃金税年末調整において決済することが合目的だと説かれている。会社の事務負担がひとつ増えたわけである⁽⁷³⁾。

このような事務負担の増加は、技術面での何らかの補助的手段を大幅に投入しなければ、処理不可能と思われる⁽⁷⁴⁾。

- (42) So, Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 13.
- (43) So, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 15.
- (44) 法人税（出資者税）は法人にとつて第一次的に手元流動性への浸蝕を意味し、第二次的にその転嫁如何という問題が生じる。
- (45) So, Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 140.
- (46) Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1306.
- (47) Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 13.
- (48) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 1; auch Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 327.
- (49) Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 13; Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 13.

- (95) Vgl. Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 142.
- (96) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 331.
- (97) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 143; vgl. derselbe, Steuer-Kongress-Report 1969 S. 331f.; ferner, Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14; vgl. dazu Gutachten der Steuerreformkommission, Tz. 14.
- (98) So, Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 143; auch Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14.
- (99) Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14.
- (100) Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1306; derselbe, Die Aussprache 1967 S. 14.
- (101) Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14.
- (102) Vgl. dazu, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 20.
 $\text{その結果を避るべく}^{\text{その結果を避るべく}}$ Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 139.
- (103) Vgl. dazu, Gutachten der Steuerreformkommission, Tz. 141.
- (104) Vgl. dazu, Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 142 und 143.
- (105) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 144, 145 und 146.
- (106) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 147.
- (107) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 21; Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14.
 $\text{その結果を避るべく}^{\text{その結果を避るべく}}$ (So, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 21.)^{*}
- (108) Vgl. dazu, Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 149; ferner, Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14.
- (109) 参照 本稿第14頁!
- (110) Artikel des OECD-Musteraabkommens zur Vermeidung der Doppelbesteuerung des Einkommens und des Vermögens. Bericht des Steuer-ausschusses der OECD 1963, Bundesminister der Finanzen (Hrsg.), Bonn 1965. 平尾昭夫『租税条約の解説——OECD租税条約草案——』(昭和
 三十八年・日本租税研究協会) 三二頁以下、一一三頁。
- (111) Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 150.
- (112) 平尾昭夫『租税条約の解説』四〇頁以下、一一四頁^{*}
- (113) Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 151.
- (114) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 154.
- (115) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 155.

(71) Vgl. dazu Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 133.

(72) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 136.

(73) So. Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 19.

(74) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 136.

第四節 効 用

一 出資者税制は、単に二重課税を除去もしくは緩和しうる多くのバリエーションの一つではなく、むしろ従前の法人税制の副作用を根絶しようとする試みである。⁽⁷⁵⁾そして、出資者税の最大の特色は、所得税の累退効果を法人の留保利益にも拡張する点及び法人の支払配当利益に対する重複課税（すなわち処罰的租税）を廃止する点にあるとされている。⁽⁷⁶⁾このような特長を有する出資者税は、以下に検討する諸効果を会社及び出資者にもたらすであろうと考えられている。⁽⁷⁷⁾

二 出資者税のシステムにあつては、資金調達の形式——借入金又は株式発行若しくはその他新社員の受入れのいずれか——の意思決定は租税法上もはや先決問題ではない。現金配当は、人的会社からの引出（Entnahmen）と同じく、租税上重要な出来事ではない。⁽⁷⁸⁾会社利益が留保されるか配当されるかにかかわらず、会社の税負担は算出されるからである。このため、企業の資金調達方法に対する法人税（＝出資者税）の影響も少なくなる。

企業利益は、外部資金の借入金利子と同様に、一回だけ課税される。これにより、株式を通しての自己資金調達が、外部資金調達と比較し収益課税上差別をうけることはなくなる。⁽⁷⁹⁾高額の純配当（参照、表1及び表2）の存するところでは、新株発行は容易に可能となる。すなわち、出資者税の導入後は、会社が配当即時再投資の方法によつて資金調達を行なうチャンスは、大きくなる。というわけは、出資者の限界所得税率が低ければ低いほど、その者の純配当は多い（参照、表1及び表2）。中低所得者がその受け取った純配当を元の会社に再投資するチャンスは、十分に残されているからである。⁽⁸⁰⁾

三 出資者税が導入されると、会社の全利益が従来より高い税率の法人税（＝出資者税）を課税されることになるので、出資者税は会社の手元流動性に不利な影響を与える。

会社が、納付税額及び支払配当額の負担合計を一定額に堅持することを意図して、出資者の得ることのできる納税払戻請求権に対応して現金配当額を減少させる場合には、前記手元流動性の問題点はある程度まで回避できよう。⁽⁸¹⁾

四 企業の税負担は既述のように配当性向と無関係であるので、出資者税は配当政策に何ら租税面からの影響を及ぼさない。⁽⁸²⁾ もつとも、配当政策は前述のごとく企業の手元流動性等の観点から制約されることはありえよう。

五 会社は、納税払戻請求権が間接的に出資者の純配当を増加することを考慮して現金配当額を低く押えることができるので、現行法に比較し準備金の積立てが困難となることはない。⁽⁸³⁾ 例えば、会社がまったく配当金を支払わない場合さえ、小株主は今日より多くの純配当を受取ることができからである。あるいは、会社が将来性のある投資をしようする場合、株主自身にとつて配当より利益の社内留保の方が有利であることが明らかになる。⁽⁸⁴⁾

かくして、出資者税は企業の内部資金調達の可能性をもまったく制限しないといえよう。⁽⁸⁵⁾

六 出資者税システムでは、出資者段階において、納税払戻請求権は出資者の固有の所得税債務と相殺されるので、出資者はその相殺額を納付する必要がなくあるいはその超過額を還付請求することができる（参照、表1及び表2）。その意味において、「あたらしい体系では配当はさらに納税払戻請求権によつて補給される」ということができるであろう。⁽⁸⁶⁾

そのうえ、国は、小株主（低所得者）には常に六〇％（ないし五三％）の法人税（＝出資者税）を還付しなければならぬが、大株主（高所得者）にはそうでない（参照、表1及び表2）。「このような貯蓄促進措置は、従来の貯蓄促進措置に比し優れている。」⁽⁸⁷⁾ と言えよう。⁽⁸⁸⁾ 敷衍すれば、出資者税が導入されて、「もしすべての所得が等しく課税されるならば、企業に資本参加する形で財産を形成することは、貯蓄者たる大衆にとつて非常に有利となろう。なぜなら、その場合、税引後利廻りは賃

幣資産のそれよりも相当に高くなるだろうからである。⁽⁸⁹⁾

かくして、出資者課税方式の一つの機能を示す「配当補給↓貯蓄促進措置↓財産形成」という図式が得られるのである。この図式は、出資者課税方式が大衆資本主義を合理的に実現しうる道具たりうることを示唆しているといえよう。

七 貯蓄しうる所得層が株式購入の形で貯蓄する場合には、出資者は前述の意味での配当補給をうけることができる。そして、この種の貯蓄促進措置に対応して企業の資本構成が必ず転換することが予想される。その際、自己資本コストと他人資本コストとの格差は既述のように相当に縮むであろう。そのため、将来は他人資本の形でよりむしろ自己資本の形で資本が投下されるであろう。⁽⁹⁰⁾

このようにして、出資者税体系は資本市場を盛況にするであろう。事業税を度外視すれば、出資者課税方式のもとでは、企業がいかなる形で資金を調達するかそして貯蓄者がいかなる形で——貨幣資産又は資本参加——貯蓄するかは租税上重要でない。このことは次を意味する。すなわち、企業の立場からは、あらたな自己資本は他人資本と比較しコストが低下し、⁽⁹¹⁾ 他方、貯蓄者の立場からは、資本参加による貯蓄は収益率が高くなる。⁽⁹²⁾ かくして、自己資本の構成比は上昇するであろう。⁽⁹³⁾ さらに、自己資本の調達は、株式発行による資金調達及び準備金の積立てによる資金調達の形で強化されるであろう。

八 企業経営者が留保利益を有意義に投資する場合、その会社の株式相場は、利益を社内留保しない会社の株式相場にくらべ、両社の留保金額の格差に対応して高いものとなる。したがって、出資者は株式の相場利益の面でも優れた投資効果(Anlagenutzen)をも得ることができ、⁽⁹⁴⁾ そのうえ、他人資本による投資は比較的確実なものを対象とするので投資効果は相対的に低くならざるをえないが、これと対照的に、自己資本による投資はリスクが大きい投資効果の優れているものを対象とされるにちがいない。

企業の経営者と株主のいずれが投資対象をうまく選択しうるかは、一概に言えない。この側面からは、資本の流れを出

資者税によつて嚮導して改善することも改悪することも期待できない。⁽⁹⁵⁾しかし、企業内部における投資が将来性がないか乏しい場合にも、資本の流れ「配当会社↓出資者↓別会社」は当時の二重課税という「処罰的租税」によつて妨げられていた。出資者税は、資本の流れに対して中立的に作用するので、経済的に合理的な資本の流れが処罰的租税によつて堰とめられないよう作用するであらう。⁽⁹⁶⁾

九 資金調達に関して、出資者相互間に利害の対立がみられる。個人所得税率の高い出資者は利益を直接に社内に留保するよう主張するのに対し、個人所得税率の低い出資者は配当即時再投資方式を選択するであらうからである。⁽⁹⁷⁾

出資者課税方式ではこのような利害対立はほとんど生じない。会社利益が配当されるか又は社内に留保されるかを問わず、すべての出資者は、税引前会社利益に対するその持分について租税を支払わねばならないからである。会社が利益を直接に内部留保するかあるいはいつたん配当しそして新株発行をとおして再びその資金を取戻すかは、すべての出資者にとつて租税上重要でない。かくして、株主総会においてみられたような、内部留保に賛成する大株主（高所得者）と配当即時再投資策を選択する小株主グループとの対立は解消する。⁽⁹⁸⁾

一〇 多数の中低所得者層の株主から成る会社が配当即時再投資策をとる場合、中低所得層の株主の株式保有は、富裕な株主のそれより遙かに急増するであらう。なぜなら、配当即時再投資策をとる会社は、新株発行をとおして従来からの株主による資金調達を繰り返すことができるうえ、株主は、納付済みの法人税を全額国から取り戻すことができるので、このような会社は、少数の裕福な株主の掌中にある同規模の会社よりも新株発行のチャンスに恵まれており非常に早く成長するからである。⁽⁹⁹⁾⁽¹⁰⁰⁾かくして、大株主から小株主へ株式の保有が移行することになろうが、この推移は社会政策的に望ましい方向にあると評価されている。⁽¹⁰¹⁾

このような株式保有の拡散は、会社の内部留保利益についても所得税の累退効果が及ぶことに起因する。中低所得層の貯

蓄者は、出資者税体系のもとでは株式保有についても完全に累退効果を享受することができるのである。⁽¹⁰²⁾

さらに親会社の局外株主は多額の配当補給を受けることができる。親会社の局外株主は、その持分について孫会社から子会社を経て親会社に至るまですべて数え上げられ、それに基づき算出される利益持分を有する。その利益持分の六〇％に相当する高額の納税払戻請求権をその株主は高額の現金配当のかわりに請求することができる。このことにより、局外株主がどこの会社に資本参加しているかが、透視されるようになる。かれは大株主と同様に株式を評価することになる。かくして、株式保有の集中化の支配的傾向の租税上の原因はなくなる。⁽¹⁰³⁾

一 会社形態を選択するにあたって、収益税の面から検討する必要はなくなる。出資者税システムのもとでは、会社利益が留保されるか配当されるかを問わず、会社利益に対する利益持分に出資者の個人所得税率を適用した場合に算出される税額が課される。そして、この基本構造は人的会社の場合と同じであるので、資本金会社と人的会社の税負担の区別は原則としてなくなる。⁽¹⁰⁴⁾

このため、資本金会社とくに株式会社が相当に優先されることになる。というわけは、株式会社には二つの長所が認められるからである。その一は、株式会社は多くの小資本家を集めて一つの大きな会社とすることができ、他の一は、出資者が頻繁に交代するにかかわらず、株式会社は経営を確実に継続することができる点にある。⁽¹⁰⁵⁾

二 出資者税は、株式相場の著しい変動を押さえることに資するであろう。まず、自己資金調達の増大は、資本市場で処分しうる資金の全体量を増加するであろう。次に、相場利益に対する課税の除去は、株式購入の魅力を甦らせるであろうからである。⁽¹⁰⁶⁾

三 出資者税は全体としての景気変動を弱めるであろう。⁽¹⁰⁷⁾

四 出資者の所得税（の一部）は、法人段階における六〇％（ないし五三％）の税率での形で前取りされており、すべて

(若しくは大部分の) 出資者は利益持分について納税申告をすれば現実にも納税払戻請求権を享受し還付金を受領することができる。この関連において、納税義務者たる出資者はすすんで納税申告をし、租税回避及び租税通脱をしなくなろう。⁽¹³⁸⁾

とりわけ、国際取引において、従来の課税方式にしたがえば、外国に居住する株主に対し内国会社が配当金を支給する場合、その外国株主が受け取る配当所得について、ドイツ政府は所得税を課することはできない。しかし、出資者税体系にあつては、外国株主の受取配当についても六〇% (ないし五三%) の法人税の徴収によりすでに所得税は確保されている。ここで「国庫上遅しい体系」が役立つのである。右の関連において、外国資本取引を仮装して租税回避を図ろうとするドイツ人 (及び内国法人) の行為は、出資者税方式によつて却つて不利となる。

一五 出資者税の導入にともない、租税法は以下のように相当に簡素化されよう。⁽¹³⁹⁾

一に、法人税法は不必要となる。

二に、配当に対する資本収益税は廃止されよう。配当の二五%でなく税込み利益全体の五三%が用意周到に源泉徴収される。このことにより租税回避ないし租税通脱は十分に防止される。さらに、その防止によつて出資者税は財源調達目的を達成しうる。

三に、法人税上の支配従会社特権 (die körperschaftsteuerliche Organschaft) の問題は解消する。⁽¹⁴⁰⁾ この特権制度は、支配従属会社間における二重課税を回避又は緩和することを目的としており、この点で出資者課税方式に近似しているからである。

同様に、親会社受取配当控除特権の制度もまた不用となる。出資者税方式にあつては、すべての者が受取配当控除特権を享受しているといえよう。

四に、社員兼務役員 (Gesellschafter-Geschäftsführer) に対する「隠れたる利益処分」の問題もなくなる。⁽¹⁴¹⁾ 会社の全利益が出資者税の課税対象となるからである。その利益が配当されるか社内留保されるかは、問うところではない。社員の利益と役

員の報酬の区別は必要でなくなる。国庫にとつて、社員及び役員が利益持分又は役員報酬のいずれの名義で金員を受け取るかは問題でなく、いずれにせよ税引前会社利益のすべてが課税対象となる。

五に、株式の相場利益及び相場損失について租税上斟酌する必要はなくなる。相場利益は、中期的にみれば、内部資金調達の反射物である。相場利益はすでに課税済みと見做される。なぜなら、株主は会社の留保利益についてもすでに所得税を納付しているからである。⁽¹¹⁾

- (15) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 326.
エンゲルスによつて改正の効果ある唯一の可能性は「重負担の廃止である」と説く (so, Engels, W., Der Volkswirt 1966 S. 1306)。
 - (16) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 7.
 - (17) Vgl. dazu, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 7.
 - (18) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 328.
 - (19) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 106.
 - (20) Vgl. Stützel, W., Die Aussprache 1966, S. 141; Engels, W./Stützel, W., a. a. O. S. 19.
 - (21) Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 110.
 - (22) So, Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 109.
 - (23) Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 108.
 - (24) Vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 108; Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 29.
 - (25) So, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 37.
 - (26) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 133.
 - (27) Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 133.
 - (28) 木村弘之亮「出資者税構想の提唱とその契機——西ドイツ法人税制改革の礎石」法学研究五三卷一一号一九四七頁。
 - (29) Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 9f.
 - (30) Vgl. Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 9f.
- もつとも、出資者税構想は、資本の流れをめぐって内部留保の方向か配当の方向かのいずれかに特典を与えようとするものではなく、両者に対してたゞ同じ重くの課税を意図するものでもないからである (so, Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 135)。

(16) 資本参加による貯蓄の形で財産形成の割合が増大すれば、確定利付有価証券の売れ行きが落ちることは、当然に予想される。

(26) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 27.

(36) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 28.

(37) So, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 24; Vgl. dazu, dieselben, a. a. O., Tz. 26 und 39.

(38) So, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 37.

(39) Vgl. dazu, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 38.

(47) 参照：木村弘之亮「出資者税構想の伏線・資本市場における資金調達の問題要因と株式保有の集中」ジュリスト七一―号一四三頁以下。Vgl. dazu, Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 107.

(48) So, Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 329; Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 141.

(49) Vgl. Stützel, W., Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 134; derselbe, Steuer-Kongress-Report 1969 S. 328; derselbe, Die Aussprache 1966 S. 142.

(101) これは一方的な促進法だという批判が予想される。しかし、累進所得税という近代的体系は、富裕者よりも貧困者に対し、純収益を上げる大きなチャンスを与えることと意図がある。それ故、右批判は近代的租税体系から逸脱するものではない (so, Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 142)。

(101) So, Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 141.

(102) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 328.

(103) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 329.

(104) Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 329; auch vgl. Gutachten der Steuerreformkommission, Randnr. 106.

但し、合資会社が純利益確定を堅持する場合、合資会社には最初に出資者税五三%を源泉徴収する必要がなく、この利点が残る (so, Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 329)。

(99) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 33.

(99) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 34.

(107) 本の雑誌の註釋に「」を vgl. Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 36.

(108) Stützel, W., Die Aussprache 1966 S. 143.

(109) Vgl. dazu, Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 22; Stützel, W., Steuer-Kongress-Report 1969 S. 329; derselbe, Tagungsprotokoll Nr. 26 der ASM, S. 132.

(111) Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14.

(III) Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 14.

(III) Engels, W./Stützel, W., a. a. O., Tz. 22; Engels, W., Die Aussprache 1967 S. 13.

第五節 結 語

出資者課税方式の導入にともない、二重課税は排除され、二重課税からの派生的悪影響は除去若しくは緩和されうると一応いうことができる。

問題は、出資者税の構想にあたり設定された政策目的が当該課税方式によつて十分に達成しうるかどうかである。

資本市場政策、財産形成政策、財蓄奨励政策、配当政策等が、出資者税の構想にさいし、政策目標として設定された。すなわち、資本市場の改善と民衆資本主義の要請から、幅広い社会層の株式購入による貯蓄を奨励し、これをもつて国民の財産形成の推進と企業の資本構成比を改善し、さらに国民経済成長を回復し安定させることが必要であるとされた。とりわけ、大衆による株式購入をとおしての資金調達の必要性が強調されている。その他、租税回避を妨止することも要請されている。

ところで、税負担の観点からすれば、会社段階における出資者税は、会社利益が配当されると否とを問わず、つねに利益の六〇％（ないし五三％）に課税される。会社の税負担は、現実には利益の六〇％（ないし五三％）である。他方、出資者段階における課税所得は、現実に出資者に流入する現金配当ではなく、観念的に出資者に帰属する利益持分から成る。そして、出資者の享受する納税払戻請求権が、所得税債務の相殺という形で、現金配当を補給している。

この配当補給が「配当補給↓貯蓄促進措置↓財産形成」というメカニズムにより前記の政策目標をかなりの程度実現するものと期待された。

ところが、「出資者利益持分」の算定方法で出資者税構想は蹟く。コンツェルン、会社利益の後発的修正、時間的帰属等の問題をいかに解決するか。難題といえよう。

最後に、所期の政策目標は、別の代替案（例えばフランス型法人税株主帰属方式⁽¹³⁾）によつてより一層容易に達成しうるかどうか。人びとの眼は次第に他の代替案へと移りゆく。

(13) 木村弘之亮「フランス型法人税株主帰属方式とその教訓…納税払戻請求権と配当補給（上下）」ジュリスト七二六号一一七頁以下、七二八号一二五頁以下。